

## 【営繕工事における週休2日モデル工事試行要領Q&A】

### ○対象工事について

問1. 対象工事が土木工事の週休2日モデル工事のように一定金額以上でないのは？

(答)

営繕工事では、施設内に利用者がある改修工事が多く、施設管理者の意向を踏まえて施工する等、工事固有の条件により対応が困難と思われる工事が想定されることから、発注者において事前に選定することとしています。

### ○対象期間について

問2. 祝日は対象期間に含めてよいのか？

(答)

祝日は対象期間から除外していませんので、現場閉所（現場休息）をされると週休2日の対象とすることができます。

### ○休日について

問3. 現場閉所（現場休息）時は、元請技術者は休暇にしなければいけないのか？

(答)

現場閉所（現場休息）時には、試行対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は、原則として休暇とします。

### ○発注方式について

問4. 分離発注される場合、全ての工事の受注者が合意しないとイケないのか？

(答)

発注工事案件ごとに週休2日の取組が可能となります。

### ○補正及び工期について

問5. 見積単価は補正の対象にならないのか？

(答)

見積単価は補正の対象外となります。

問6. 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費の補正は何を根拠としているのか？

(答)

補正については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」の最新版を準用します。

問7. 週休2日を実施するにあたって契約工期の変更は対象とはならないのか？  
また、その工期の変更に伴い、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期は、変更の対象にならないのか？

(答)

当初設定された契約工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行い、発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象となります。また、週休2日に係る共通仮設費率及び現場管理費率は変更の対象となります。

○工事着手日について

問8. 工期の起算日とは別に、工事着手日は何をもって着手日と判断するのか？

(答)

現場閉所（現場休息）率の算定に必要な工事の対象期間の起算日が工事着手日です。工事着手日とは、試行要領で「現場に継続的に常駐した最初の日」としております。ただ「現場に継続的」に拘束されず、現場への資材の搬入、現場への仮設の設置（工事看板の設置を含む。）についても着手日と考えられますので、判別できる資料や記録を残しておいて下さい。

○現場閉所（現場休息）の判断について

問9. 施設側の都合等で土日等（現場閉所（現場休息）予定日）に特定の作業が必要となった場合は休日（現場閉所（現場休息）日）に数えてよいか？

(答)

不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について協議を行ってください。不測の事態等のうち、以下にあげる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合において土日等（現場閉所（現場休息）予定日）に特定の作業を行った場合においては、休日（現場閉所（現場休息）日）として取り扱うものとします。

ア. 発注者が、作業または現場パトロール、現場見学会等を要請した場合。

イ. 現場内にて災害または第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合。

ウ. 周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合。

○現場休息について

問10. 現場休息は現場閉所と比べて、何か注意することはありますか？

(答)

基本は現場全体が休日となる現場閉所です。やむを得ない場合に現場休息を

検討してください。

監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う必要があります。

また、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する必要があります。